



町田 法人会報

64 1998/10

「熱帯鳥のいる風景」三橋國民氏画

 shadan hojin MACHIDA HOJINKAI



堂々発表

contents

目次●

合同役員セミナー 地区会活動を堂々報告	2
町田税務署異動のお知らせ	6
平成11年度税制改革要望全国大会	7
平成10年度 税制改革 新規取得の建物は定額法に限定 長期請負工事は工事進行基準に一本化 土地譲渡益課税が大幅に緩和される	8
法人税Q&A 利子・配当等に係る所得税控除等の特例制度が廃止	12
地区会活動報告 法人税の大改革！各地区会で研修会を開催	14
会員企業の紹介 町田市住宅建設協同組合	17
部会便り 青年部会・女性部会 公開講演会 「自分のため、生きるために努力」 講師/長野パラリンピックメダリスト 土田 和歌子さん	18
研修委員会からお知らせ	23
短歌・俳句欄	25
簡単な資金繰り表の作り方	26
保養所利用のご案内・編集後記	28

表紙のことば
熱帯鳥のいる風景
三橋 國民

エルニーニョがどうであろうと、かつて私たち人間が侵略し破壊しつくしていった“戦跡”南溟は、いま見事に蘇っていた。

視界のすべては、きらめくコバルトブルー。

慰霊に訪れるまでの50年間、私の眼底に消えることもなく沈積していた灰色のトーン……。そんな全てが消し去られ、ニューギニアの海域だけがもつ深くそして透きとおった“原始の色”が目の前にひろがっていた。

◎ [註＝本画は、筆者奉納(今冬完成予定)の原町田、浄土宗勝樂寺、本堂内障屏画(20面)からの抜粋です]

岩波会長挨拶

各地区で中心になって活躍されている大勢の役員さんにお集まりいただきありがとうございます。また日頃各地区でのご協力に対し厚く御礼申し上げます。

最近、大変革のときで激動の世の中です。法人会としてどうするか、難しい問題です。

今年で2年目の地区会事例発表を参考にして、各地区会の活動に反映し、地区の平準化をはかっていただきたい。

法人会の課題は、「組織の充実」



「役員資質の向上」「事務局の充実」です。これからも役員皆様のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

第8回合同役員セミナー報告

第8回合同役員セミナーを9月3日に箱根湯本ホテルで130名の参加を得て開催しました。

岩波会長と町田税務署の土屋統括官の挨拶の後、4地区会の事例発表が行われました。

2年目の事例発表という事で、各地区とも工夫を凝らし、いろいろな視点より地区会活動状況を熱心に、制限時間いっぱいを使って発表されました。

地区会活動を

土屋統括官挨拶

日頃の税務行政のご協力に対し感謝申し上げます。多数の役員さんが参加されている地区会事例発表を楽しみにしております。

当セミナーで役員相互の交流をはかり、会員増強の一助にして下さい。

法人会には 情報の宝がいっぱい

原町田第1地区会

(発表者 三橋信介・細野敏雄・江成勝敏)

1. 地区会の概要

会員数239社(5位)、組織率74%(7位)と町田法人会の中で上位を確保している。中心街のため夜の職場が多く昼間なかなか経営者にお会い出来ない。地区会活動は、年12回で9月以降の活動が多い。地区会長はじめ地区役員は法人会だけでなく地元でも活躍しています。

2. パソコン研修会

「初心者のためのインターネット」

などをテーマに合同研修会を2回実施した。インターネットやEメールを勉強。参加者は中年以上の経営者が多くワープロでキーボードをやつと打てる人や、すでにインターネットをやっている人など、レベルのバラツキがあり、企画をする時、研修対象をどこにするか。また教室のパソコンが少なく小人数での研修になってしまうなど問題があります。



●会員増強秘話の披露もあった原町田第一地区の役員さん

地区会活動を堂々発表



●「親睦を深め楽しい法人会を目指す…」と地区会運営に積極的な鈴木地区会長の挨拶

3・会員増強

「入会に際してのメリットは？」とすぐ聞かれますが、当地区会では、「法人会には情報の宝がいっぱいある」と説明。

宝の集め方：まず法人会に入会する
宝の集め方のコツ：各種イベントに参加する
宝の活用方法：仲間ができる（ネットワークをつくる）

楽しい地区会をつくる

森野地区会

（発表者）鈴木秀雄・西山重基・増田秀明

1・地区会の現況

会員数275社（2位）、組織率76・6%（3位）です。小田急線の北口地区で、新設法人が少なく退会した法人がかなりある。やめた会員がどうしたら再入会していただけるか検討している。やめた理由に「メリットがない」が多いので、役員会を何回も開き会員相互の懇親を深めることを第1に、事業を多くした。パス研修で花火見物を実施、大勢の参加があり反応もよかった。参加された方には、他の研修会の時にも声をかけているので、各種事業の参加者も増えてきている。役員にも参加意識が高まり、役員会の出席率は95%です。しかし役員は経験の少ない人が多く会員増強では、最近の景気低迷もあり非常に厳しく大変苦労して

います。

楽しい地区会を目指し、町田法人会のNo.1地区会にしたい。

集金が大変

鶴川第1地区会

（発表者）市川操・山波守男・岡本栄次

1・地区会活動

鶴川の3地区会で、研修会や役員会をおこない、大勢の人の力を合わせて会活動の活性化をはかっている。役員研修等も役員相互のコミュニケーションを第1に考慮している。

景気の低迷している昨今、研修も地域に関連あることをおこなっている。地区活動費の有効利用をはかっている。

2・会費集金

14名の役員で、66件の集金をしている。電話をかけてから訪問してもなかなか集金出来ない。また訪ねて

●熱心さが感じられた鶴川第一地区会の役員さん



先人に学ぶ地区会の心

相原地区会

(発表者 田中栄・青木幸雄・中島祐治)

当地区は緑が豊かな地区です。町田市は東西に細長く、本部の事業に参加するときは、相原から1時間くらいかかりいつも大変です。

組織率は、74・6%（5位）で、役員は細かい活動が出来るように会員10社に1人選出しています。法人が駅周辺にかたまっているので、役員

いつでも、名前も看板もないことがある。
（井上副会長より「集金は非常に大変なので現金を集金しないで、口座振替用紙を書いていただき、それを回収したほうがよい」という助言があった）

もその地域に多くなっています。

当地区会でも法人会の地名度が低いので、「先人に学ぶ地区会の心」をテーマに活動を進め、相原の基礎を築いた、諏訪加賀氏。青木正太郎氏等について学び、歴史を通して懇親を深め、その後法人会にも関心をもっていたようにしています。
市と地域の会合や行事に、法人会として積極的に参加し、活動しています。スポーツ広場にベンチを贈り利用者に喜ばれています。先日、子どもたちよりお礼の手紙を頂きました。
バス研修でも、相原の歴史と関係の深い場所を訪ね、会員に大変喜ばれました。



●社会貢献活動にも積極的な相原地区会の発表風景



上●活動状況を力説される田中地区会長
左●「今年も1社でも多く会員増強を…」と挨拶される金子組織委員長

町田税務署異動のお知らせ

着任あいさつ

町田税務署長 小澤 英一

残暑の候、社団法人町田法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

社団法人町田法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、このたびの人事異動により本谷前署長の後任として東京国税不服審判所から参りました小澤でございます。前署長同様の温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

社団法人町田法人会は、岩波会長を中心に活発な会活動を展開しておられ、会員の皆様におかれましても、お忙しい事業の傍ら、研修会や講習会を通じて税に関する正しい理解と認識を深められるとともに、地域のリーダーとして「正しい税知識の普及」と「納税道義の高揚」に献身的にご尽力

いただき深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、国際化、高度情報化の進展等、大きく変化し続けておりますが、このような状況のなか、国民の皆様方の期待に確に応えた税務行政の推進が要請されているところでございます。

私どもといたしましては、適正公平な課税の実現を図り、国民の皆様方の信頼を確保するため、鋭意努力して参る所存でございます。

しかしながら、円滑な税務行政の推進は、私どもの努力のみで達成することは困難であり、法人会をはじめ

め関係民間団体の皆様方のご理解とご協力を仰がなければなりません。

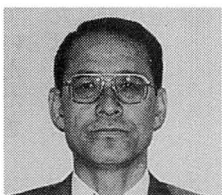
また、町田税務署は、来年の7月で開庁20周年を迎えますが、今まで築き上げてきました伝統を引き継ぎ、更に税務行政の円滑な運営を図って参りたいと思っておりますので、社団法人町田法人会の皆様方におかれましても、

今後とも、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

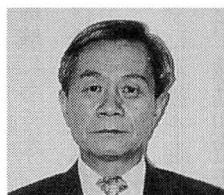
最後になりましたが、社団法人町田法人会のみならず、ご発展と会員の皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。



署長
小澤 英一
前 東京国税不服審判所・審判官



副署長(法人担当)
加賀 勉
前 総務担当



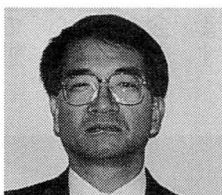
特別国税調査官(法人担当)
中澤 誠
前 麻布税務署



法人課税 第1部門統括官
土屋 敏雄
前 新宿税務署



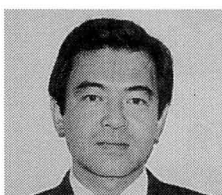
法人課税 第2部門統括官
中村 悦義
前 甲府税務署



法人課税 第3部門統括官
古舘 哲男
留任



法人課税 第4部門統括官
工藤 裕幸
留任



第1部門上席指導官
佐藤 郁夫
留任

平成11年度 税制改正要望全国大会開催される

今年も9月30日(水)新宿区・日本青年館ホールに於いて、税制改正要望全国大会が開催され、町田法人会からも岩波会長以下、木口税制委員長、熊谷・成瀬両税制副委員長、守屋事務局長が参加した。

第一部・記念講演会は、一橋大学教授 石弘光氏による「わが国の税制改革の方向」についてであった。

歯切れのよい先生のお話は、約1時間半におよび、熱心にメモをとる参加者の姿も見られた。

第二部・要望全国大会は、予定どおり丁度一時間にわたり、決議及び要望事項の主旨説明・朗読が行われ原案どおり採決された。

決議及び大会スローガンは次のとおりである。

税制改正に関する決議

いま日本は、歴史的な変革のときを迎えている。その大いなる転換期のなかで景気は深刻な不況に陥り、収益が悪化した企業は再生のための厳しい試練と苦闘している。とりわけ構造変化の荒海に投げ込まれた全国の中小企業の経営は、非常に厳しい。他方、21世紀の到来を前にし、わが国喫緊の課題である行政改革、財政改革、経済構造改革等の諸改革は、緒に付いたばかりである。税制のグローバル化、すなわち法人所得の税

負担を国際水準に引き下げ、個人所得に課されている最高税率を下げる等の改革は、当法人会の要望に沿って最近、具体化に向け動き出した。しかしながら、直間比率の是正など税構造の改革は不十分である。また、この不況にもかかわらず、日本経済再興の道筋はついていない。

このような閉塞した政治的、社会的状況は、一刻も早く打破しなければならぬ。そのためには、企業経営の活力発揮に資する税制の抜本改革をはじめ、諸改革の実施が不可欠である。政府および国会は将来像を早急に示すとともに、これらの改革に勇断をもつて対応すべきである。

長年にわたり、よき経営者の集いを目指し納税意識の高揚と税務知識の普及に尽してきた当法人会は、全国130万社会員の総意として、以上、決議する。

平成10年9月30日

財団法人 全国法人会総連合

税制改正要望全国大会

大会スローガン

- ◎ 21世紀を見据えて
経済社会の大胆な構造改革を！
- ◎ 思い切った税制改革により
経済社会の活性化を！
- ◎ 法人の実効税率を40%程度に
引下げ企業経営に活力を！
- ◎ 不況にあえぐ中小企業の実態に
配慮し税負担の更なる軽減を！
- ◎ 個人所得の最高税率を50%に
引下げ先進諸国並みの税負担に！
- ◎ 地方の行財政改革を推進し
法人の実効税率引下げを！
- ◎ わが国経済の活力維持のため
中小企業の事業承継に一層の配慮を！
- ◎ 高齢化、財政危機に対応するため
中期的には消費課税の充実を！



新規取得の建物は定額法に限定

長期請負工事は工事進行基準に一本化

三十数年ぶりの大改正となった今回の法人税改革では、税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大が行われていきます。

そこで前回に続き、企業活動に影響がある減価償却制度と収益計上関係等の改正について説明します。

1 減価償却制度の見直し

① 建物の償却方法

今回の改正で、新たに取得する建物の減価償却方法が、定額法のみ限定されることになりました。定額法に限定されるのは建物だけでなく、建物附属設備や構築物は対象外です。

● 適用時期

平成十年四月一日以後に取得する建物から適用されています。したがって建物の取得時期が平成十年三月三十一日以前であれば、定額法または定率法の選択が可能です。

取得時期	償却方法
平成十年三月三十一日以前に建物を取得	定額法または定率法
平成十年四月一日以後に建物を取得	定額法

② 建物の耐用年数の短縮

建物の耐用年数もおおむね一〇%から二〇%程度短縮（最長のもので五十年を限度とする）されました。

● 適用時期

平成十年四月一日以後開始する事業年度



から適用されています。したがって、新しい耐用年数は、新規に取得した建物だけでなく、既存の建物にも適用されています。

③ 簡便償却制度の廃止

事業年度中途において事業の用に供した機械装置等に認められている初年度二分の一簡便償却制度が廃止されました。

● 適用時期

平成十年四月一日以後開始する事業年度から適用されています。

④ 少額減価償却資産

少額減価償却資産の取得価額基準が二〇万円未満から一〇万円未満に引き下げられました。ただし一〇万円以上二〇万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して三年間で償却できる方法を選択できます。



請負工事の契約が、次の期間に締結された場合

●適用時期●
平成十年四月一日以後に締結した請負契約に係る工事から適用されています。

ただし、長期請負工事の契約が、次の期間に締結された場合

2 収益計上関係

●適用時期●
平成十年四月一日以後開始する事業年度から適用されています。

改正前	全額損金算入可	通常の償却
改正後	全額損金算入可 一括三年間償却 又は通常の償却	通常の償却

には、次の請負金額の工事に限り工事進行基準に一本化されることとなります。

工事期間が二年以上	
平成十年四月一日～平成十三年三月三十一日	平成十三年四月一日～平成十六年三月三十一日
請負金額が一五〇億円以上	請負金額が一〇〇億円以上

工事進行基準により処理

(注)長期請負工事以外の請負工事（損失が見込まれる工事を除く）については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額および費用の額を計算します。

②割賦販売等に係る収益計上基準の見直し
割賦販売等に係る商品の販売収益等については、割賦基準により収益の額および費用の額を計算する選択制度が廃止され、金利相当部分を除き、商品の販売等を行った事業年度の益金の額に算入します。

ただし、賦払期間が二年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等については、現行の延払基準により収益の額および費用の額を計算することができます。

●適用時期●
平成十年四月一日以後開始する事業年度から適用されています。

3 交際費課税の強化

今回の改正で、中小企業の交際費について、定額控除枠内の損金不算入割合が一〇%から二〇%に引き上げられました。

期末資本金額	定額控除限度額	改正前	改正後
一、〇〇〇万円以下の法人	四〇〇万円	10%	20%
一、〇〇〇万円を超え五、〇〇〇万円以下の法人	三〇〇万円	10%	20%

●適用時期●
平成十年四月一日以後開始する事業年度から適用されています。

4 過大な役員報酬等の損金不算入の創設

役員親族である使用人に対する過大な給与については、損金の額に算入しないこととする規定が設けられました。

不正の行為により支出された役員報酬は、損金の額に算入されない規定が設けられました。

●適用時期●
平成十年四月一日以後開始する事業年度から適用されています。

土地譲渡益課税が 大幅に緩和される

平成十年度改正においては、法人税制の抜本改革が実施されましたが、土地・住宅税制についても個人および法人の土地取引の活性化・土地の流動化等を図るため、大幅な改正が行われました。今回は、土地税制の改正内容について説明させていただきます。



1 個人の長期譲渡所得課税の軽減

土地取引の活性化策として、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの三年間の限定で、所有期間が五年超の土地等を譲渡した場合の譲渡益課税が緩和されます。



改正前		現行(改正後)	
特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分	26% (国税 20%) (地方税 6%)	特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分	26% (国税 20%) (地方税 6%)
特別控除後の譲渡益 8,000万円以下の部分	32.5% (国税 25%) (地方税 7.5%)	特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分	32.5% (国税 25%) (地方税 7.5%)
特別控除後の譲渡益 8,000万円超の部分	39% (国税 30%) (地方税 9%)		

計算例

- 土地の売却価額 1億5,000万円
- 土地の取得費3,000万円（昭和40年取得）
- 譲渡費用500万円

■譲渡所得の計算

$$1億5,000万円 - \{3,000万円 + 500万円\} - 100万円 = 1億1,400万円$$

■改正前

$$1億1,400万円 \times 30\% - 600万円 = 2,820万円 \dots \textcircled{1}$$

$$1億1,400万円 \times 9\% - 180万円 = 846万円 \dots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 3,666万円 \text{ (合計税額)} \dots \textcircled{3}$$

■現行(改正後)

$$1億1,400万円 \times 25\% - 300万円 = 2,550万円 \dots \textcircled{1}'$$

$$1億1,400万円 \times 7.5\% - 90万円 = 765万円 \dots \textcircled{2}'$$

$$\textcircled{1}' + \textcircled{2}' = 3,315万円 \text{ (合計税額)} \dots \textcircled{3}'$$

$$\textcircled{3} - \textcircled{3}' = 351万円 \text{ (税制改正による税負担軽減額)}$$

2 法人の土地等の譲渡益重課制度の廃止等

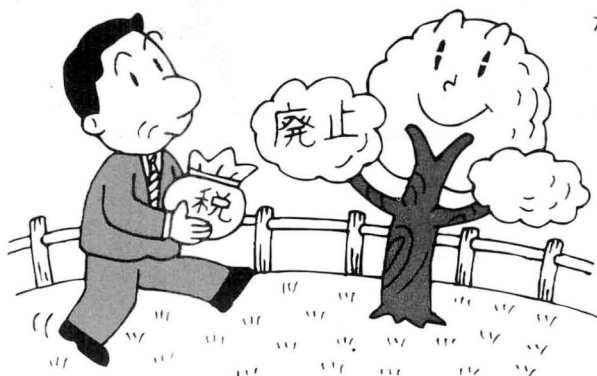
法人がその所有している土地等を譲渡した場合には、通常の法人税とは別に、その土地等にかかる譲渡だけを取り出して、これに所有期間に応じて五％～一五％の税率で追

土地区分	追加課税の税率等	
	改正前	現行(改正後)
一般長期譲渡 (所有期間5年超)	5%	3年間適用停止 (平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の譲渡)
短期譲渡 (所有期間5年以下)	10%	
超短期譲渡 (所有期間2年以下)	15%	廃止 (平成10年1月1日以後の譲渡)

加課税されていきました。

今回の改正で、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間の土地等の譲渡については、一般長期所有の土地譲渡益に対する五％追加課税制度および短期所有の土地譲渡益に対する一〇％追加課税制度は適用されないことになりました。

さらに、超短期所有の土地譲渡益に対する一五％追加課税制度は、平成九年十二月三十一日をもって廃止されました。



税をとりまく 諸問題

配偶者特別控除と パート問題



年間所得金額が一、〇〇〇万円以下の納税者が、自己と生計を一にする配偶者の所得金額が七六万円未満(給与収入では一四一万円未満)である場合には、配偶者特別控除としてその配偶者の所得金額に応じて一定額を所得控除することができ

ます。

この配偶者特別控除は、昭和六十二年九月の税制改正においていわゆる「パート問題」に対処するために創設されました。「パート問題」とは、パートタイマーとして働く主婦の年間収入が一定額(現在一〇三万円)を超えると、夫の所得の税額計算上、配偶者控除が適用さ

れなくなり、夫の税負担が増加するとともに、その主婦自身も独立した納税者となるため税負担が生じ、その結果、かえって世帯全体の手取り収入が減少してしまふという「手取りの逆転現象」のことをいいます。

この配偶者特別控除額は、配偶者の所得金額の増加に応じて減少していく仕組みとなっております。

この配偶者特別控除が、導入された結果、世帯全体の手取り収入が、専業主婦の世帯とパートタイマーとして働く主婦のいる世帯との間で逆転するという「パート問題」は、税制上解決されたといわれています。



Q 本年の法人税法等の改正で『利子・配当等に係る所得税額の控除の特例』制度が廃止になったそうですが、どのように変わりますか。

A 『利子・配当等に係る所得税額の控除の特例』制度につきましては、平成5年4月1日から平成11年3月31日までの間に終了する各事業年度において支払を受ける利子、配当等について源泉徴収された所得税のうち、その各事業年度の法人税額から控除しきれなかった部分の金額については、翌事業年度以降の法人税額から4年間にわたり繰り越して控除すること

とし、この期間内に控除しきれなかった部分の金額は、4年目に全額還付することとされてきました。また、申告に際しては別表六（一）付表の添付が必要でした。

本年、この制度が廃止され、平成10年4月1日以後に終了する事業年度において支払を受ける利子・配当等に係る所得税額については、法人税額から全額控除されるほか、繰越所得税額控除限度超過額がある場合は、従来と同様の方法に従い計算した繰越所得税額控除限度超過額を加算して控除することになりました。

なお、過去の繰越所得税額控除限度超過額については、従前と同様に4年間にわたり処理することとされており、一挙に控除不足額の還付ができるというわけではありませんので注意してください。

別表六（一）付表の記載方法等については、次の例を参考にしてください。

例 平成10年7月決算法人の場合

●所得税控除前法人税額 15,000円

●利子・配当等に係る所得税

10/7期	20,000円
9/7期	25,000円
8/7期	30,000円
7/7期	15,000円
6/7期	35,000円
合計	125,000円

15,000円-20,000円=5,000円
(控除前法人税額) (控除税額) (還付税額)

6/7期 (4年目のため全額還付) 35,000円

当期還付金合計40,000円

法人税の額から控除する所得税の額の計算に関する明細書

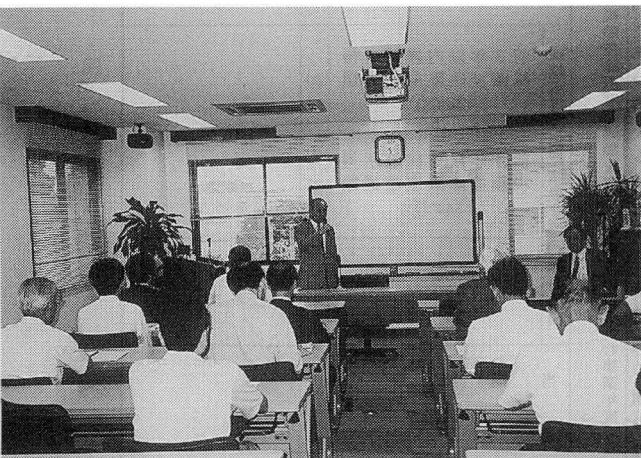
事業年度	9・8・1 10・7・31	法人名	×××
------	------------------	-----	-----

別表六(一)付表 平十・四・一以後終了事業年度分

当期の所得税の額(別表六(一)「6の③」)		1	20,000	円	法人税の額から控除する所得税の額の計算 (事由: 繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度)	当期の所得税の額(1)		19	円			
適用分	(1)の 内訳	利子・配当等に係る所得税の額	2			繰越所得税額控除限度超過額の総額	前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(33の①)		20			
		その他(1)-(2)	3				前4年以前繰越所得税額控除限度超過額(34の①)		21			
	所得税額控除限度額 (別表一(一)「10」+「10の外書」-「11」、 別表一(二)「13」-「13の外書」-「14」又 は別表一(三)「8」+「8の外書」-「9」)		4				計(20)+(21)		22			
	(2)のうち当期控除額 (2)と(4)のうち少ない金額)		5				当期控除額(19)+(22)		23			
	前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(4)-(5)		6				その他の事業年度(該当)	当期控除額(1)		24		
	前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(33の①)		7					事業年度		当期の利子・配当等に係る所得税の額又は前期からの繰越額	当期控除額	翌期繰越額①-②
	同上のうち当期控除額(6)と(7)のうち少ない金額)		8					①	②	③		
	前4年以前繰越所得税額控除限度超過額(34の①)		9				当期	25	(2) 円	(5) 円	円	
	当期控除額(3)+(5)+(8)+(9)		10				(適用年度)					
	繰越分	当期の所得税の額(1)	11	20,000			前3年以内終了事業年度	平6・8・1 平7・7・31	26	15,000		15,000
前3年以内繰越所得税額控除限度超過額の計算		同上のうち利子・配当等に係る所得税の額	12	20,000		平7・8・1 平8・7・31	27	30,000		30,000		
		所得税額控除限度額 (別表一(一)「10」-「10の外書」-「11」、 別表一(二)「13」-「13の外書」-「14」又 は別表一(三)「8」-「8の外書」-「9」)	13	15,000		平8・8・1 平9・7・31	28	25,000		25,000		
(13)-(12) (マイナスの場合は0)		14	0	平・ 平・ 平・ 平・ 平・ 平・		29 30 31 32						
前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(33の①)		15	70,000	計		33	70,000	(8)、(16)又は(20)	70,000			
同上のうち当期控除額(14)と(15)のうち少ない金額)		16	0	前以事業年度		平5・8・1 平6・7・31	34	35,000	(9)、(17)又は(21)	35,000		
前4年以前繰越所得税額控除限度超過額(34の①)		17	35,000	合		35						
当期控除額(11)+(16)+(17)		18	55,000	(25)+(33)+(34)								

Event

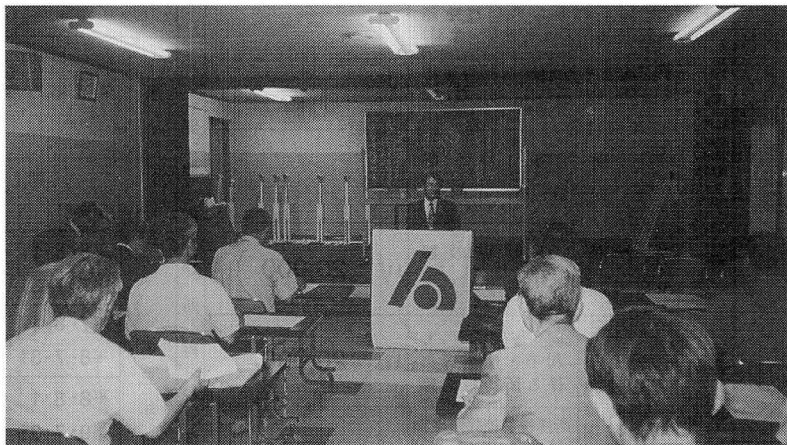
地区会の イベント



成瀬地区 合同税務研修会

Event

7月14日に成瀬地区会合同の税務研修会を実施し、八木地区会長と古館統括官の挨拶をいただいた後に研修会を始めました。(参加者は29名)



鶴川第二地区会 税務研修会

Event

税務研修会を9月9日の水曜日夕方六時から、町田会館で開催しました。当日は、講師に町田税務署から佐藤上席指導官に来て頂きました。

46名の出席を頂き盛況なうちに終わることが出来ました。

質疑応答では、時間が無くなってしまう、次の機会にしようということになりました。

(石阪和義)



法人税の額から控除する所得税の額の計算に関する明細書

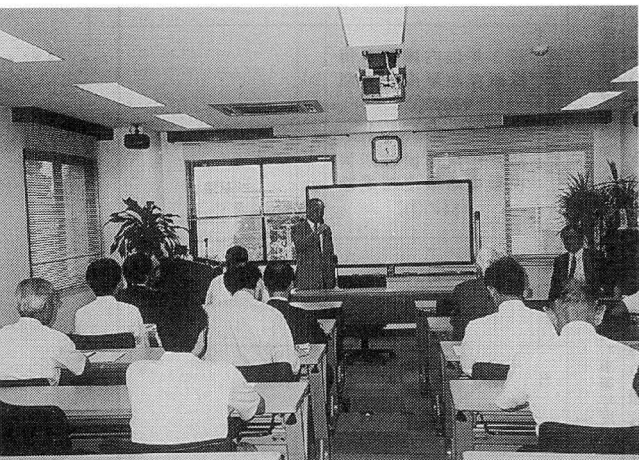
事業年度	9・8・1 10・7・31	法人名	×××
------	------------------	-----	-----

別表六(一)付表 平十・四・一以後終了事業年度分

当期の所得税の額(別表六(一)「6の③」)		1	20,000	円	法人税の額から控除する所得税の額の計算 (事由: 繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度)	当期の所得税の額(1)	19	円				
適用分	(1)の 内訳	利子・配当等に係る所得税の額	2			繰越所得税額控除限度超過額の総額	前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(33の①)	20				
		その他(1)-(2)	3				前4年以前繰越所得税額控除限度超過額(34の①)	21				
	所得税額控除限度額 (別表一(一)「10」+「10の外費」-「11」、 別表一(二)「13」+「13の外費」-「14」又 は別表一(三)「8」+「8の外費」-「9」)		4				計(20)+(21)	22				
	(2)のうち当期控除額 (2)と(4)のうち少ない金額)		5				当期控除額(19)+(22)	23				
	前3年以内繰越所得税額控除限度超過額の控除限度額(4)-(5)		6				その他の事業年度(該当) 当期控除額(1)	24				
	前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(33の①)		7									
	同上のうち当期控除額(6)と(7)のうち少ない金額)		8				事業年度	当期の利子・配当等に係る所得税の額又は前期からの繰越額	当期控除額	翌期繰越額①-②		
	前4年以前繰越所得税額控除限度超過額(34の①)		9								①	②
	当期控除額(3)+(5)+(8)+(9)		10				当期(適用年度)	25	(2) 円	(5) 円	円	
	繰越分	当期の所得税の額(1)	11	20,000			前3年以内終了事業年度超過額の計算	平6・8・1 平7・7・31	26	15,000	15,000	
前3年以内繰越所得税額控除限度超過額の計算		同上のうち利子・配当等に係る所得税の額	12	20,000		平7・8・1 平8・7・31		27	30,000	30,000		
		所得税額控除限度額(別表一(一)「10」+「10の外費」-「11」、 別表一(二)「13」+「13の外費」-「14」又 は別表一(三)「8」+「8の外費」-「9」)	13	15,000		平8・8・1 平9・7・31		28	25,000	25,000		
(13)-(12) (マイナスの場合は0)		14	0	平・ 平・ 平・ 平・ 平・ 平・		29 30 31 32						
前3年以内繰越所得税額控除限度超過額(33の①)		15	70,000	計		33		70,000	(8)、(16)又は(20)	70,000		
同上のうち当期控除額(14)と(15)のうち少ない金額)		16	0	前以事業年度 四前年度		平5・8・1 平6・7・31		34	35,000	(9)、(17)又は(21)	35,000	
前4年以前繰越所得税額控除限度超過額(34の①)		17	35,000	合計		35						
当期控除額(11)+(16)+(17)		18	55,000								(25)+(33)+(34)	

Event

地区会の イベント



成瀬地区 合同税務研修会

Event

7月14日に成瀬地区会合同の税務研修会を実施し、八木地区会長と古舘統括官の挨拶をいただいた後に研修会を始めました。(参加者は29名)



鶴川第二地区会 税務研修会

Event

税務研修会を9月9日の水曜日夕方六時から、町田会館で開催しました。当日は、講師に町田税務署から佐藤上席指導官に来て頂きました。

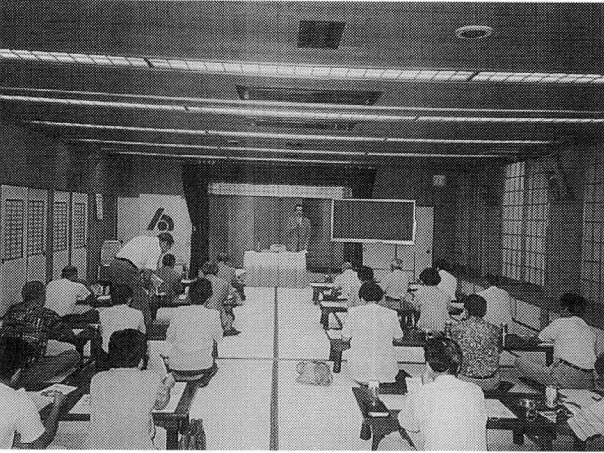
46名の出席を頂き盛況なうちに終わることが出来ました。

質疑応答では、時間が無くなってしまい、次の機会にしましょうということになりました。

(石阪和義)



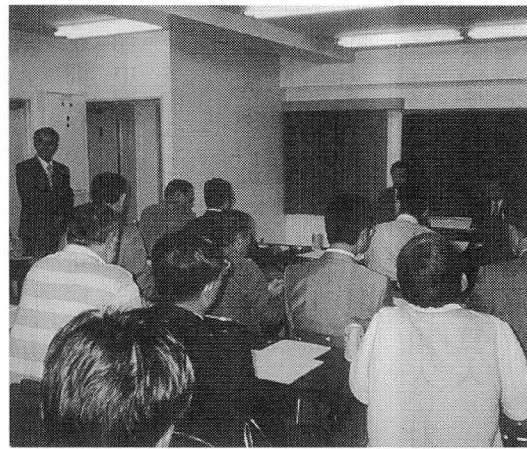
●大盛況だった鶴川第二地区の税務研修会



金森・高ヶ坂地区会
税務研修会

平成10年6月22日、高ヶ坂ふれあいセンターにおいて、「改正法人税早わかり研修」を町田税務署より講師をおまねきして開催しました。(参加者は33名)

小川・つくし野、鶴間
地区合同税務研修会

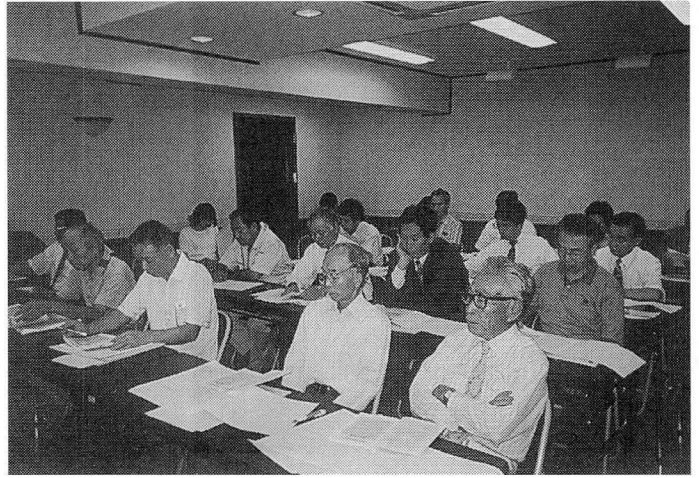


平成10年6月19日(金曜日)
午後7時～午後9時20分
すずかけ会館 2階ホール
改正法人税早わかり研修会
●法人税の税率引下げについて
●減価償却の大改正
●貸し倒れ引当金の改正
●土地税制の緩和
●その他・所得税特別減税について
(参加者数45名)

各地区でも
税務研修会
開催

6/11	本町田地区	本町田集会場
6/25	原町田第一地区	事務局
7/3	森野地区	新光ビル3階会議室
7/6	中町地区	事務局
7/8	相原地区	八千代銀行相原支店
7/17	小山地区	小山センター
7/27	原町田第二地区	事務局
7/27	学園・大谷地区	イトーハウジングB1
7/29	忠生西地区	忠生市民センター
8/19	忠生・山崎、木曽地区	東京トロン保健センター

法人税の大改正 地区会で税務研修会を開催



30年振りの 法人税大改正

平成10年度の税制改正では、法人税関係で100項目を超える大きな改正が行われました。(本誌でも改正事項を順次掲載していきます。)

町田法人会の20の地区会でも早々に税務研修会を開催しました。

- 1・法人税率
法人税率が3%の引下げ
法人事業税が0.4～1%の引下げ
都民税、市民税は現行どおり
- 2・減価償却制度
平成10年4月1日以降取得の建物の償却が定額法のみとなる
建物の耐用年数が10～20%短縮
少額減価償却資産の取得価格が10万円未満となる
20万円未満の少額減価償却資産は3年間で均等償却が可能
期中取得資産の簡便償却制度の廃止
営業権は5年の均等償却へ
- 3・各種引当金(会報63号掲載)
貸倒引当金制度の改正
賞与引当金の改正
- 4・役員・親族等の使用人に対する過大給与の損金不算入
- 5・交際費課税
損金不算入額が10%から20%に
- 6・土地税制
土地等の譲渡益課税制度の廃止および停止
新規取得土地等に係る負債利子の損金不算入制度の廃止
- 7・通勤費の非課税枠が10万円までに
- 8・追加特別減税
8月に本人2万円、控除対象配偶者及び扶養親族等1人1万円

以上研修会の抜粋です。詳細については、税務署法人第1部門までお問合せ下さい。

(TEL 287211 内214 佐藤 上席指導官)

あなたの街の 会員です Member

町田市住宅建設 協同組合

●伊藤広報副委員長..

町田市住宅建設協同組合とはどんな法人なのですか？

●網倉理事長..

平成7年6月21日に設立されたものですが、商工会議所建設業部会、町田市建設業団体連合会、町田市建設業協会の3団体の総意と町田市の指導・助言により永年に渡り、準備を進め協同組合も設立以来丸3年が経過いたしました。事業もいくつが完了したところです。法人会にも入会させていただきました。

●伊藤..

組合員は何社ですか？

●網倉..

25社です。

●伊藤..

設立以来どんな事業をやってきましたか？

●網倉..

鶴川地区の真光寺に他のハウスメーカーと一緒に住宅、都市整備公園30棟分譲住宅を完成し、もう入居しており第2次28棟も近々着工致します。金森にも民間開発10棟分譲完了し現在山崎町に11棟、小川地区にも計画しております。

協同組合の理念としては、法人会の良き経営者たらんとする団体という岩波会長の言葉と一致しております。儲かれば良しとする考えかたは強く戒めております。都市整備公団も民間活用を強く意識されている様ですし、我々も町田市の街づくりに大きく寄与し信頼される経営者の団体をめざしております。

●伊藤..

大変ありがとうございました。今后ご苦勞もあるでしょうが、業界の

リーダーシップをになうよう頑張ってください。

●網倉..

どうもありがとうございました。一生懸命やります。

業務案内

所在地●194-0013 町田市原町田2-6-14

ドミトリー原町田2F

電話●0427-20-1242

営業時間●9:00AM-5:00PM

設立●平成7年6月21日

出資金●3,200万円

登録資格●特定建設業許可 東京都知事（特-7）第101083号

一級建築士事務所登録 東京都知事 第40550号

宅地建物取引業免許 東京都知事（1）第73678号



会員を紹介します。ご寄稿には、事務局宛ご一報ください。次回の発行は来年1月予定です。

青年部会・女性部会 公開講演会



「自分のため、生きるために努力」

9月2日土田和歌子さんをお招きして「パラリンピックを通して見えたこと」と題して公開講演会を行いました。

1974年10月15日生。
長野パラリンピックアイススレッジレースにおいて四種目出場、金メダル2個、銀メダル2個を獲得し、現在仕事をしながらシドニーでの陸上競技出場を目指している。超美人で目が金メダルの光のように輝いた若き女性で車イスの行動も人の手を借りず壇上を上り下りされていた。

講演においては、自動車事故で17才の時、脊椎損傷で両足が全く動かなくなってしまう心身共に落ち込んで日々を過ごした中で、生きるために何かをと思いいアイススレッジに出会った。無我夢中で出場したが多くのボランティアの人々の手を借りなければ出来ない、

練習も深夜で人々の利用しなくなった時間帯を利用したこと等つらい話や、外国の競技会に出場した時の体験談を話した。自分のために、生きるために努力してきた。これからもそうしたいとむすばれた。

講演中耳の不自由な方もボランティアの手話のもと、最後まで聞き入っていた。

あのオリンピックの感動をもう一度とビデオの上映も涙無しでは見られなかった。金メダルも一人一人に見せていただいた。様々の重さがメダルを形成しているような気がした。

つまづいたっていいんだ人間だもの努力すればこのように大成できる人があるのだ。この講演をもっともっと多くの人に聞いてほしい。私達企業も違った形でこの精神を生かし不況を乗り越えたいものです。

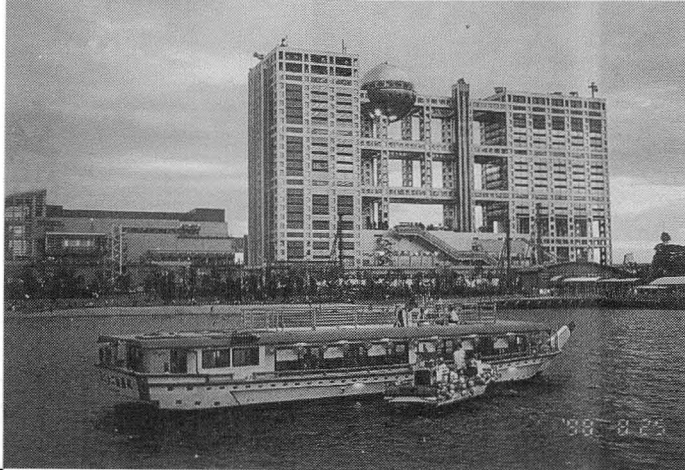
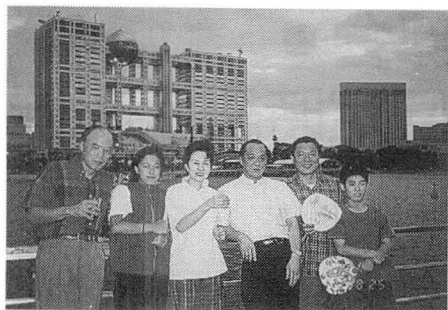
(吉川良子)



●初めて見る本物の金メダルの感触は？

●聞く人に感動を与えた土田さん
これからもがんばってください





部会 便り

青年部会・ファミリー研修会

8月25日、青年部会主催のファミリー研修会が行われました。この話を主人から聞き、行かないかと言われたとき、駐車場も無料、子供が寝ても安心、往復貸し切りバスに、貸し切りのやかた船で夜景を見ながらの食事……どれも魅力的で、2つ返事ですぐにOKしました。当日は、義母と長女と次女の4人で参加しました。自家用車をパーク8駐車場にため、午後2時過ぎ、富士急行の貸し切りバスで一路お台場へと向かいました。バスの車内では、研修資料である「税金クイズ」が配られ、各自解答し、正解が配られると、これも各自でまるをつけ、自己申告で正解の数を挙手して、最高得点の人には景品が渡されました。普段なかなか勉強する機会の少ない私にとって、とても良い勉強になりました。

3時半から約1時間、お台場で自由行動となり、海浜公園を散策しました。その後、バスで品川へと移動し、本日のメインイベントである、船清さんのやかた船へと乗りこみました。

やかた船に乗るのは初めてで、とてもワクワクしていました。船の中は意外と広い畳の部屋になっていて、厨房まであり、そこで作り立ての料理を運んでくれるので、特に天ぷらなどは絶品でした。食事は主にお台場に停泊している1時間半の間にしたのですが、あたりがだんだんうす暗くなり、明かりが灯り始めると、フジTV社屋一带からレインボーブリッジにかけては一段と美しく色とりどりの夜景を見ながらの食事はまた格別でした。お台場から品川に戻るまで、ナゾナゾで景品の争奪戦や、子供から大人までカラオケなどで楽しみ、とても有意義な一時でした。8時半に品川を後にし、途中ベイブリッジの大黒パーキングエリアに寄り、午後10時過ぎ、無事町田へと帰着しました。

この研修会を計画し、同行された役員の皆様方、本当にお疲れさまでした。また次回も子供と参加したいと思えます。

(諸星裕美)



女性部会・ 第17回定時総会開催

去る6月11日、薄す日のさす穏やかな日に恵まれ、女性部会第17回定時総会が、エルシー町田で開催されました。

お客様に親会の岩波会長を始め、税務署から、原副署長、大坪統括官、佐藤上席指導官、そして東條青年部会長、大同生命の加藤所長のご臨席をいただきましてありがとうございます。

又、会員の皆様には大勢お集りをいただきまして、総会が出来ましたことを何より嬉しく思いました。

私こと一年前に堤部会長のあとを引継ぎ、皆様のご協力のもと年中行事を終了することが出来ましたことを感謝いたします。

ふり返りますと女性部会15年のあゆみの記念誌が皆様にお渡し出来ました。青年部会と合同の講演会や、福祉バザーも、大変好評に終わりましたので、今年も続けていきたいと思えます。親会よりいただいている補助金は大事に使わせていただき、部会の基本方針を心に命じ、実ある活

動を考えていきたいと思えます。長びく経済的低迷に、少しでも企業の一人として、又、女性として情報を取り入れ、健康に注意して、明るく振舞うよう心掛けたいものと思っております。

会員の皆様、平成10年度も、よろしくご協力お願い申し上げます。

(神蔵玉江)



部会 便り

女性部会・第17回定時総会第3部研修会

「美しい肌を保つために…」

皮膚科医の立場からのアドバイス

講師・しょうの皮膚科院長 生野 麻美子先生

当日は、スライドでトラブルによっておきる皮膚の症状を見ながら、トラブルの原因と防止について3つの点から豊富な経験と研究結果を交えてお話し下さいました。

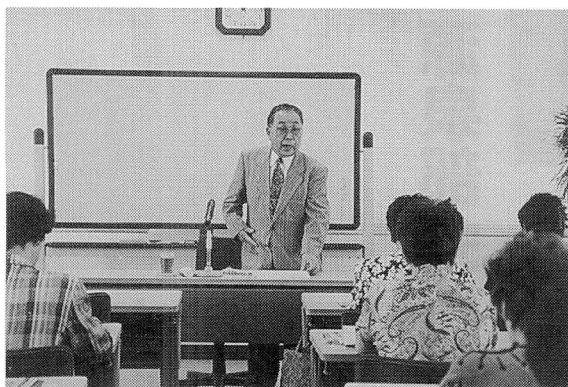
女性部会 ● 俳句研修会

俳句との新たな出逢い

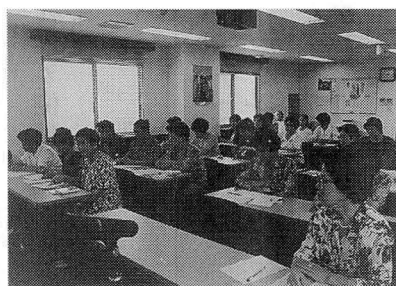
去る7月23日、講師に中村菊一郎先生をお召きして「俳句とは…」と題して、研修会が行われた。出席者数31名。

約2時間半の講演は、先生の語り口のすばらしさと、内容のおもしろさに、とても短く感じられた。

私は、それまで俳句とは無縁の日々であったのだがその時から俳句に興味を持つようになった。



味を持つようになった。何故ならたったの17字の中に、どうしてあれだけの奥行きと中が表現出来るのか不思議だった。でも、先生のお話で、その不思議が見事解決したのである。なんと俳句は連歌から生まれたもの



だったのだ。びっくりしたり、納得したりで、

私にとって大きな収穫だった。研修会は7月の夏だった。今は秋。なんと、なんと、あの研修会を機会に我々は同好の士を募って、句会までこしらえてしまった。先週発足したばかりなのでこれからどうなるのか見当がつかない。でも会の名前は一人前の名前が付いた。「いざよひ句会」という句会である。月に一回の勉強会を公民館で続けていく予定だ。よろしかったらみなさんご参加下さい。あの夏の研修会が私に新たに一つの出逢いを与えてくれたことに感謝して一句。

…でも、まだ俳句ができない。そのうちにきつと。

(内田正子)

① 太陽光線から皮膚を守る

紫外線は20年の潜伏後に、しわ、乾燥、弾力低下、皮膚ガンの原因になるので直接皮膚を太陽光線にさらさないよう紫外線防止の工夫が大切。

② 上手なスキンケア

■ 植物は皮膚に

やさしくない■

植物、化粧品、金属等の刺激によるアレルギー、光によるトラブルは多い。パッチテスト等による原因検査と治療が大切。

③ 身体の健康、精神

皮膚のトラブルの経験、小じわ、しみなど皮膚に対する関心は、皆さん高く、熱心にお聞きしました。

(佐瀬さち子)

会 部 便り

源泉部会 ● 研修会実施

9月17日、八千代銀行町田支店の会議室を借用して源泉部会研修会が開催されました。

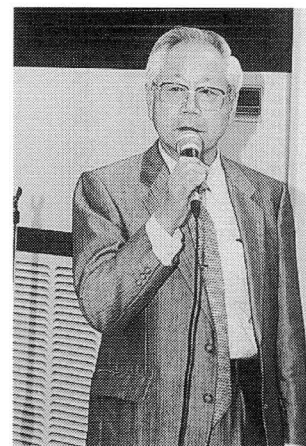
相馬源泉部会長の挨拶の後、源泉部会としては今回初めて、社会保険事務所の調査官をお招きして、社会保険の仕組みについて約1時間にわたりお話を伺いました。



二部門調査官に、源泉所得税事務のチェックポイント等について、わかりやすく説明していただきました。

大変関心のあるテーマであったため、皆さん最後迄熱心に両氏の説明を受けられ、質疑応答も活発に行われました。

なお、源泉部会では11月16日(月)八千代銀行町田支店の会議室を借用して年末調整事務を中心に研修会を開催する予定です。



●挨拶される相馬部会長



●今回は社会保険の仕組みについてもお話を伺いました

研修委員会からお知らせ

会員ニーズに 대응するために上半期の研修事業を充実

会員の皆さんが喜んで事業に参加していただける魅力ある法人会が、今後也存在しつづけるために、会員の皆さんの要望に応えた事業を充実していくことが求められています。そこで今年度は、本部の研修事業を少し見直しました。

簿記講習会は、日商検定にあわせて開講を例年より早めました。またワープロ・パソコン教室は、日程を1日増やし、カリキュラムも見直しを実施しました。一方新しい事業として、マルチメディアパソコン体験教室を企画しました。

今のパソコンは、複数のアプリケーション・ソフトを操作することを求められ、使う人はそれぞれのソフトをマスターしなければなりません。マルチメディアパソコン体験教室は、初心者向けに半日コースでいろいろなパソコンソフトを気軽に体験できる教室です。

初回は、「初心者のためのインターネット体験教室」と題して開催。インターネットのしくみや活用方法

の説明と、実際にインターネットに接続して、ネットサーフィンや電子メールを体験しました。つづく2回目は、ワープロソフトや基本ソフト(OS)の操作や、デジタルカメラの活用を加えて開催しました。会場は、メディアバレー町田(旧トポス町田店)5階のパソコン教室をお借りしました。

今後の日商簿記検定の予定

	第90回	第91回
クラス ●	1~3級	2・3級
試験日 ●	11月15日(日)	2月28日(日)
申込期間 ●	10月13日(火) ~10月20日(火)	1月25日(月) ~1月29日(金)
合格発表 ●	12月7日(月)	3月15日(月)
試験会場 ●	町田経理専門学校他	

第19回 初級簿記講習会

4月6日から6月15日 毎週月曜日
延べ参加数191人

修了者名簿(19名 敬称略)

朝日新聞町田販売(株)	坂本 順子
(株) 岡田屋	石井 芳和
(株) 岡田屋	八木まゆみ
木下技研(株)	山崎 妙子
(株) 三平	三瓶 美佳
太陽スチール工芸(株)	亀田 栄一
(有) 伊達興産	滝口 由美
(株) ティーエス交易	毛 麗華
(株) トキナー	植木 美恵
ハラダ・テクニカ(有)	原田 芳子
(有) ミツヤマガラス	三津山泰江
(株) ミノワホーム	中條喜代子
メソッドエレクトロニクス ファアイースト日本支店	佐々木里恵
(有) メディア エクスパート	嶋澤 愛子
(有) ヤマザキ	山崎まさ子
(有) 雷鳥や	弘瀬啓二郎
(有) ライツ	高橋 敏子
ルビンギア トレーディング(有)	塚田美弥子
(有) レンジ二十一	江尻 一征

第16回 実務簿記講習会

5月29日から7月31日 毎週金曜日
 延べ参加数 147名

修了者名簿 (15名 敬称略)

- | | |
|---------------|-------|
| 石井建設(有) | 石井 洋一 |
| (有) いちのや | 渋谷 弘 |
| (有) エムケイ | 西山美加子 |
| 笠原特殊印刷(株) | 石井 美紀 |
| 協和電化(有) | 黛 クニ子 |
| 第一住宅(株) | 森 さかえ |
| (株) ハウジング広井 | 廣井 加世 |
| (有) ミツヤマガラス | 三津山泰江 |
| (有) ヤマギシズム | 富田レイ子 |
| 生活実顕地生産物多摩供給所 | |
| (有) 山口設計事務所 | 山口 香苗 |
| ユタカ電気(株) | 田中 治 |
| ユタカ電気(株) | 小林 公人 |
| ユタカ電気(株) | 斉藤 貴司 |
| (有) レンジ二十一 | 江尻 一征 |
| (株) 渡辺工業所 | 渡辺 竹美 |

第6回 ワープロ教室

6月4日から7月9日 毎週木曜日
 延べ参加数 81名

修了者名簿 (12名 敬称略)

- | | |
|-------------|-------|
| アイテック(株) | 内田 美幸 |
| (有) 伊勢芳商店 | 五十嵐幸子 |
| (株) カツナガ | 今村 靖子 |
| カマノ樹脂(株) | 蒲野 静子 |
| 三協建設(株) | 後藤 玲子 |
| (株) 鈴木瓦店 | 志村 和子 |
| 相企印刷(株) | 駒沢 芳子 |
| (有) ティーエヌ電子 | 仁平 誠 |
| (株) ベにふじ | 石川 玲子 |
| (有) マルモト酒店 | 久保田朋子 |
| ユタカ電気(株) | 長谷川理恵 |
| ユタカ電気(株) | 川口 裕美 |

受講生の皆さんから

こんな便りをいただきました。

◎初めてワープロに触れ字を確認するのが大変でした。覚えるのが大変そうですが、おもしろかったです。

◎基本的なことをもっと勉強したいです。わかりやすい説明でした。(1回目)

◎野線の引き方もいろいろな方法があつて勉強になりました。(4回目)

◎ハガキが簡単に出来てうれしかった。

◎今年の暑中見舞いの参考にしたい。(5回目)

第1回

マルチメディアパソコン体験教室

「初心者のための

インターネット体験教室」

6月4日から7月9日 毎週木曜日
 延べ参加数 81名

第2回

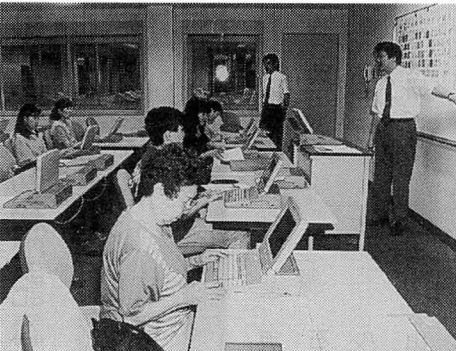
マルチメディアパソコン体験教室

「ワープロソフト・

デジタルカメラ

入門他」

9月8日・10日
 参加数 33名



俳句の部

(株) 宝永堂 三橋 國民

” 酒匂川に夏―にき石井儀一さんと兄へ ”

鮎人のらしき一人を見ていたり

鮎光りふたり乗つてるゴムボート

(株) アローエンタープライズ 矢沢 武

ブランコの児ら雲の峰蹴りあげて

終戦日水団の味忘れられ

(株) 堤ビル 堤 敏栄

民権の鐘にふくらむ新樹光

夏落葉如来へつづく磴の風

(株) 三興 渋谷 清

のうぜんかつら落ちて萎れる石の上

師はとほし白南風しらほえわたる昼の鐘

(株) 日経コンサルタント 丸山 藤夫

森野から森野消えゆく秋祭り

壳上げを締めて息吐く冷夏かな

(株) 昌電舎 佐瀬 さち子

塩振り一氣に放つ茄子漬なすびつけ

夕立に忘れられたる籠ひとつ

(有) 加藤電機 加藤 美恵子

旅終へて夕立雲を連れ帰る

長梅雨や伸び放題の草の丈

丸昭シルク(株) 堀内 判子

路せまく萩のしづくが頬に落ち

時鳥ほととぎす忘れられをり庭のすみ

(有) 理容ひかる 眺 ハツエ

夏ゆふべ潮騒近く旅の宿

酔客も一夜の宿の戻梅

(有) シマノ 島野 好子

大富士の湖水に映す夏帽子

裾を引く富士の姿や夏衣

(株) 東京トロン保健センター 三沢 靖代

寝姿をかくしたき姑青ははすだれ

はにかみて輪に入る里の盆踊り

(株) 町田電子計算センター 土方 いよ子

噴水のぼそりと止まり闇の池

蝉鳴くやほつほつ老後揺れて行く

短歌の部

(株) 飯田機械産業 飯田 重利

磯波の白糸のごと続き来る

夏日本海の千里が浜は

帯なして赤色の汐続きある

ヤセの磯部を崖上より見る

(株) 鈴加 鈴木 サダ

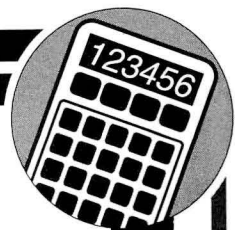
故郷の稲田に遊びし幼き頃を

なつかし訪えば今駐車場

空蝉など幼なの頃には目もくれじ

老いてしみじみ手のひらにのせ

短歌 俳句欄



あなたの会社は作っていますか？

簡単な資金繰り表の作り方

企業が金融機関に運転資金の借り入れを申し込むと、資金繰り表の提出を求められることがあります。これに対し「資金繰り表は作っていないよ。会社の資金繰りは、全部、私の頭のなかに入っているよ。」とか「経理担当者に任せているから、あとで作らせて持ってくるよ。」といったことが概して多いようです。このようなことでは、金融機関との交渉はスムーズに進みません。

資金借り入れ申し込みの第一歩となる資金繰り表の作成方法について解説しましょう。

1 資金繰り表とは

資金繰り表とは、一定期間における現金収支の動きを収入と支出に分けて計上し、現金の過不足や繰越金の状況が把握できるようにまとめた表をいいます。資金繰り表を作ることによって、経営者は毎月の現金の収支を把握し、事前に資金繰りの対策をとることができます。

一方、金融機関は資金繰り表を申し受けることによって、企業の運転資金がどのようになっているのか、また、貸し出しした資金がきちんと返済されるのか確認することができます。

2 資金繰り表の構成

一般的に、資金繰り表は「前月繰越金」、「収入」、「支出」、「差引過不足」、「財務収支」、「翌月繰越金」の六区分から成り立っています。内訳の作り方はいろいろありますが、参考例では、収入は「現金売上」、「売掛金回収」、「取立手形入金」、「その他の収入」の四項目、支出は「現金仕入」、「支手決済（支払手形決済）」、「買掛金支払い」、「人件費」、「経費」、「その他の支払い」の六項目に分けています。また、手形の収支欄として「手形受領」、「支手振出（支払手形の振り出し）」、「裏書譲渡手形（手形の裏書譲渡）」



収入合計 (A) = 現金売上 + 売掛金回収 + 取立手形入金 + その他の収入

支出合計 (B) = 現金仕入 + 支手決済 + 買掛金支払い + 人件費 + 経費 + その他の支払い

差引過不足 (C) = 前月繰越現金 + 収入合計 - 支出合計

財務収支合計 (D) = 割引手形 + 借入金 - 借入金返済

翌月繰越現金 (E) = 差引過不足 + 財務収支合計

翌月繰越手形 (F) = 前月繰越手形 (イ) + 手形受領 (ロ) - 取立手形入金 (ハ) - 裏書譲渡手形 (二) - 割引手形 (ホ)

右の項目も設けています。各項目の計算式は

3 資金繰り予定表の作成

それでは、資金繰りの予定を実際に立ててみましょう。参考例は、過去三ヶ月の資金繰りの実績をもとに、今後三ヶ月の資金繰りの予定を七月十五日時点で立てたものです。資金繰り表作成のポイントは次のとおりです。

- ① 年間の売上計画もしくは過去の月別売上高を参考に、各月の売上高を予想します。
- ② ①の予想と現在の棚卸残高の水準等をもとに、各月の仕入高を予想します。
- ③ ①の回収条件を予想し、各月の現金・売掛金・手形ベースの収入額をそれぞれ予想します。その他の収入については、受取利息・配当金・資産処分等、営業外の収入額を予想します。
- ④ ②の支払条件を予想し、各月の現金・買掛金・手形ベースの支出額をそれぞれ予想します。また、人件費と経費は過去の実績を参考に各月の支出額を予想し、その他の支払いについては、法人税・配当金・投資等、営業外の支出額を予想します。
- ⑤ 財務収支については、今後の割引や借入れの予定額ならびに借り入れの返済予定額を予想します。

4 資金不足への対応

資金繰り予定表で資金不足の状況が長期化する場合には、試算表や資金運用表等を用い、現在の損益状況や資金の調達と運用のバランスについて検討し、営業収支の改善や回収および支払条件の見直し、また資産処分による資金調達等を考えてみることも大切です。

(参考例) 資金繰実績予定表

項 目	10年/4月		10年/5月		10年/6月		10年/7月		10年/8月		10年/9月	
	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績
① 売上高	61		69		101	140			150		90	
② 仕入高	81		79		101	90			70		40	
前月繰越現金	25		35		18	24			10		11	
手形 (イ)	10		10		10	10			21		24	
③ 収入	現金売上	6	7	10	14	15	9					
	(手形受領) (ロ)	38	31	38	41	63	88					
	売掛金回収	16	14	16	22	27	38					
	取立手形入金 (ハ)	0	0	0	0	0	0					
	その他の収入	0	0	0	0	0	0					
合計 (A)	22	21	26	36	42	47						
④ 支出	現金仕入	0	0	0	0	0	0					
	(支手振出)	20	30	40	40	50	45					
	支手決済	21	19	20	30	40	40					
	(うち設備)	0	0	0	0	0	0					
	買掛金支払い	19	31	40	40	50	45					
	人件費	3	3	15	3	3	3					
	経費	7	6	8	7	8	6					
	その他の支払い	0	10	15	0	0	0					
(うち設備)	0	0	10	0	0	0						
合計 (B)	50	69	98	80	101	94						
(裏書譲渡手形) (ニ)	0	0	0	0	0	0						
差引過不足 (C)	-3	-13	-54	-20	-49	-36						
⑤ 財務収支	割引手形 (ホ)	38	31	38	30	60	75					
	借入金	0	0	40	0	0	0					
	借入金返済	0	0	0	0	0	20					
	合計 (D)	38	31	78	30	60	55					
翌月繰越現金	35	18	24	10	11	19						
手形 (F)	10	10	10	21	24	37						



保養所利用のご案内

名称	リシャル伊豆長岡 1003号室
所在地	静岡県田方郡伊豆長岡町長岡字田端169-6
定員	<交通>伊豆箱根鉄道 駿豆線 伊豆長岡駅下車バス10分
料金	10名 (3LDK)

リシャル伊豆長岡 1003号室
 静岡県田方郡伊豆長岡町長岡字田端169-6
 <交通>伊豆箱根鉄道 駿豆線 伊豆長岡駅下車バス10分
 10名 (3LDK)

項目	大人一泊	小人一泊	消耗備品
使用料	4,000円	※2,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面・洗髪用洗剤 ●使い捨て歯ブラシ ●使い捨て剃刀 ●台所洗剤等 ●ペーパー類
浴衣	900円	——	
タオル類	無料	無料	

食事

つきません ※小人で寝具を使用する場合のみ
 キッチンは整っておりますので、お持ち込みいただくか、
 近くに食事をするところはたくさんありますし、出前もできます。
 ※食器類・オープンレンジ・炊飯ジャー・電気湯沸かし器・
 冷蔵庫等はありませんが、ガスが使用できませんのでご了承ください。

付属施設

◎サウナ付温泉大浴場 (24時間利用可) ◎温水プール
 ◎ゲームコーナー ◎会議室 ◎コインランドリー

申し込み

電話で空き状況を確認の上、予約をしてください。
 申込書をファックスします。
 ※年末年始につきましては、1泊までとします。
 尚、申し込みが重複した場合は抽選とさせていただきます。

FROM EDITOR

編集後記

世界の同時株安、景気低迷、雇用不安と会員の皆様もご苦労の多いことと思います。一日も速い政府の関連政策を期待したいものです。この夏大企業で働く56才の友人がリストラの対象となり退職しました。戦後の苦しい時代を一生懸命働き通した仲間であり残念でなりません。それにしても最近の人々は家庭で、社会で自分の主張ばかりが多く以前程働かなくなったのも国力の衰退の原因の一つでもあると思います。社会に求めるだけでなく社会に如何に貢献できるか今一度考える時かもしれません。さて62号で市川広報副委員長のお願いのとおり、西暦2000年には法人会創立50周年、社団化20周年の記念すべき年を迎えます。記念誌への資料、投稿を重ねてお願い申し上げます。

(佐藤)

発行人●(社)町田法人会 会長 岩波弘介 編集人●(社)町田法人会 広報委員会
 東京都町田市森野1丁目9番20号 第二矢沢ビル4階 TEL: 0427(26)2453 FAX: 0427(24)5853

経営に大型パートナー。

安心。



確かな経営をバックアップ。
経営者のための大型保障。

- ◎ 最高4億円を超える大型保障
- ◎ 充実の医療保障で安心
- ◎ 海外での事故・病気も保障
- ◎ 団体割引により割安な保険料で、最長90歳までの長期保障
- ◎ 捜索・救助活動も安心

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン〔総合型L〕

引受会社 **DAIDO** 大同生命

 **AIU**

八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-6
(東京建物町田ビル8F) TEL 0427-22-5756

町田支店/町田市原町田6-17-11
(ISビル1F) TEL 0427-24-1211

あついでゆこう

Machida

町田の福祉施設



特殊フェンスで囲まれた
2,500平方メートルのすり鉢状の
放飼場には約250匹の台湾リスが
放たれ、手のひらにのせた餌を、
かわいらしいくさで食べます。

(リス園)

交通●町田駅(POPビル先)
本町田經由鶴川駅行き、
野津田車庫行きバスで「薬師池」下車
入館料●小学生以下200円
中学生以上400円



各施設は、一般就労の困難な障害者が、
作業を通して基本的な生活習慣や
社会性を身につけ、社会参加することに
喜びと生きがいを得られることを目的としています。



ハスの茎から抜き出した
細い糸を紡いで織った藕絲織の
香袋や、ハスの茎の繊維を織る
茄糸織のテーブルセンター。
また、ハスの実を取った後の果托を
利用した蓮座の銘々皿や茶托などが
製作され、1階の売店で販売しています。

(大賀藕絲館)

交通●町田バスセンター11番から
市立室内プール行きバスで
「尾根緑道入口」下車



リサイクル文化センターの
ごみ消却余熱を利用して、
ランや草花栽培などを行っています。
製品は1階の売店で販売しています。

(花の家)

交通●町田バスセンター11番から
市立室内プール行きバスで
「市立室内プール」下車

